

## ★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第二十五号）（税務課）

### 一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税に関する規定を改正し、その他必要な規定の整理を行つた。

#### 1 広島県税条例の一部改正

##### (一) 個人の県民税

平成二十一年度課税分の個人の県民税に係る徴収取扱費については、納税義務者数に三千三百円を乗じて得た金額とすることとした。

##### (二) 不動産取得税

- (1) 住宅及び土地の取得に係る標準税率を三パーセントとする特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。  
(2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

##### (三) 自動車取得税

(1) 自動車取得税を目的税から普通税に改めることとした。

- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車について、平成二十四年三月三十一日までに新車新規登録を受けるものに限り、現行の特例措置に代えて、次のとおり特例措置を講じることとした。

ア 次に掲げる自動車の取得について、自動車取得税を免除することとした。

###### (ア) 電気自動車

(イ) 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車であつて平成十七年排出ガス規制に適合し、かつ、平成十七年排出ガス基準値より七十五パーセント以上上窒素酸化物等の排出量が少ないもの

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車であつて平成十七年排出ガス規制に適合し、かつ、平成十七年排出ガス基準値より十パーセント以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

###### (エ) プラグインハイブリッド自動車

(オ) ハイブリッド自動車（車両総重量が三・五トンを超えるバス・トラックを除く。）で平成十七年排出ガス規制に適合し、かつ、平成十七年排出ガス基準値より七十五パーセント以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであつて、平成二十一年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては、平成十七年度燃費基準値）より二十五パーセント以上燃費性能の良いもの

(カ) ハイブリッド自動車（車両総重量が三・五トンを超えるバス・トラックに限る。）で平成十七年排出ガス規制に適合し、かつ、平成十七年排出ガス基準値より十パーセント以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであつて、平成二十一年度燃費基準を満たすもの

(キ) 平成二十一年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）

イ 次に掲げる自動車の取得について、税率の百分の七十五を軽減することとした。

(ア) 平成十七年排出ガス基準値より七十五パーセント以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成二十二年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては、平成十七年度燃費基準値）より二十五パーセント以上燃費性能の良いもの

(イ) 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であつて平成二十一年排出ガス規制に適合し、かつ、平成二十七年度燃費基準を満たすもの

ウ 次に掲げる自動車の取得について、税率の百分の五十を軽減することとした。

(ア) 平成十七年排出ガス基準値より七十五パーセント以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成二十二年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては、平成十七年度燃費基準値）より十五パーセント以上燃費性能の良いもの

(イ) 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等で平成十七年排出ガス規制に適合し、かつ、平成十七年排出ガス基準値より十パーセント以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであつて、平成二十七年度燃費基準を満たすもの

(3) 次に掲げる低公害車（新車を除く。）の取得に係る自動車取得税について、次の措置を講じることとした。

ア プラグインハイブリッド自動車について、現行税率から百分の二・四を軽減する特例措置を三年間に限り講じることとした。

イ 電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（バス・トラックに限る。）に係る税率の特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

ウ ハイブリッド自動車（バス・トラックを除く。）に係る税率の特例措置について、対象を平成十七年排出ガス基準値より七十五パーセント以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成二十二年度燃費基準値より二十五パーセント以上燃費性能の良いものに限定するとともに、税率から百分の一・六を軽減することとし、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

#### (四) 軽油引取税

(1) 軽油引取税を目的税から普通税に改めることとした。

課税免除措置について、エチレンその他の石油化学製品を製造する者がその原

料の用途に供する軽油に係るものは、引き続き、本則における措置とし、その他のものは、附則における三年間の特例措置とした。

(五) その他

その他必要な規定の整理を行つた。

2 広島県税条例の一部を改正する条例（平成二十年広島県条例第二十五号）の一部改正

個人の県民税について、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を一・二パーセントの軽減税率とする特例措置を平成二十三年十二月三十一日まで延長することとした。

3 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正

引用条項の整理を行つた。

二 施行期日

平成二十一年四月一日。ただし、一の改正規定は、平成二十一年三月三十一日